

株主の皆様へ

第57回（2025年度）

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年 6 月23日（火）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

滋賀県野洲市南櫻1477-8

シライ電子工業三上事業所
2階会議室

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）3名選任の件

工場見学会開催のご案内

本株主総会終了後に、ご出席の株主様を対象に当社の工場見学会の実施を予定しております。

参加をご希望の方は、本株主総会当日に会場受付にて参加ご希望の旨お申し付けくださいませ。所要時間は30分ほどとなります。

なお、見学会は20名程度での実施を予定しております。参加希望者が多数の場合には、抽選とさせていただきます場合がございますので、ご了承ください。

Shirai

シライ電子工業株式会社

証券コード：6658
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株 主 各 位

京都市南区久世東土川町364番地1
シライ電子工業株式会社
代表取締役社長 五 藤 学

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第57回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shiraidenshi.co.jp/index.html>

上記ウェブサイトへアクセスして、「株主・投資家情報」を選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、インターネット又は書面による議決権の事前行使にあたっては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月22日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の期限まで到着するようご返送をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 滋賀県野洲市南樓1477-8
シライ電子工業 三上事業所 2階会議室
※昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①事業報告の「主要な営業所及び工場」「新株予約権等の状況」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
 - ④連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ⑤会計監査人の監査報告書
 - ⑥監査等委員会の監査報告書
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月22日(月)

午後5時15分までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2026年6月22日(月)

午後5時15分までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月23日(火)

午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・ 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・ 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

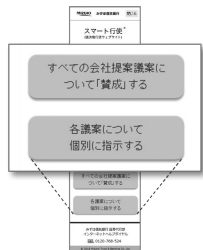
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

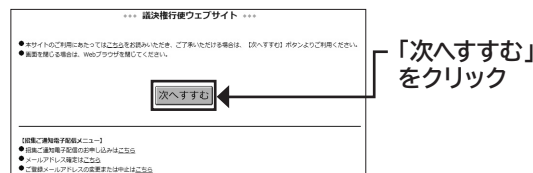
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

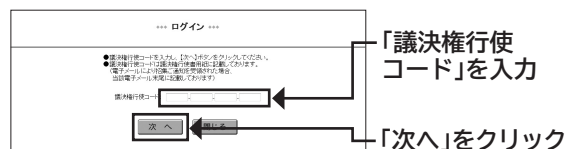
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

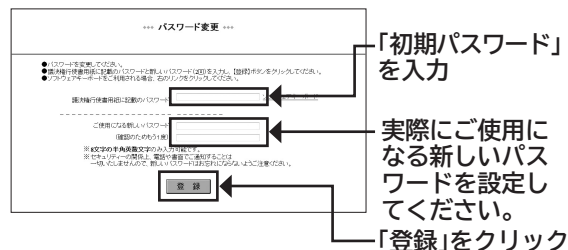
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 受付時間 年末年始を除く
午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。意思決定の迅速化及び、監査等委員(社外)の構成比率を高めることで取締役会における客観的かつ中立的な立場からの発言を積極的に促し、コーポレートガバナンスの強化を図るため、1名減員し取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再 任 ごとう まなぶ 五 藤 学 1979年2月11日	2008年12月 新日本有限責任監査法人入所 2016年2月 公認会計士登録 2018年2月 当社入社 2020年6月 執行役員 国内構造改革・経営管理担当 2021年6月 取締役 経営構造改革・経営管理担当 2022年4月 取締役CFO 経営管理担当 2024年3月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技（香港）有限公司 董事長 白井電子科技（珠海）有限公司 董事 SHIRAI ELECTRONICS TRADING (INDIA) PVT. LTD. 代表	60,662株
〈取締役候補者とした理由〉 2019年当社グループが財務危機に陥った際に、経営の根本と向き合うために経営構造改革を立案・実行し、全社一丸となって業績をV字回復させました。また、会計は経営の架け橋を信念に高度なEQ(心の知能指数)を保持することで、論理と情理を融合した強力なリーダーシップのもと、会社の大きな方向性を示すことで役職員を「一枚岩」にまとめる資質があり、「実行力」を有していることから当社の取締役に適任であると判断しております。			

候補者 番 号	氏 生 年 月 名 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	再 任 いしずみ てつ や 石 角 哲 也 1966年8月31日	1991年4月 当社入社 2012年4月 白井電子商貿（深セン）有限公司出向 2014年4月 白井電子商貿（深セン）有限公司 部長 2020年7月 執行役員 営業担当 2023年10月 シライ物流サービス株式会社 専務取締役 2024年3月 執行役員 営業担当 2024年6月 取締役 営業担当（現任） （重要な兼職の状況） 白井電子商貿（深セン）有限公司 董事長 白井電子商貿（上海）有限公司 董事長 Shirai Electronics Trading (Thailand) Co., Ltd. 代表	28,245株
		〈取締役候補者とした理由〉 プリント配線板の営業活動に精通しており、プリント配線板業界においても相応の人脈を有しており、今後とも様々な協力関係を構築して販売活動を拡大させることが期待できます。国内外を問わず人望も有していることから、指導的機能を発揮し、当社の企業価値を継続的に向上させるために取締役として適任であると判断しております。	
3	再 任 みやざき しん 宮 崎 信 1960年3月7日	1990年8月 当社入社 2005年4月 三上工場長兼生産管理部長 2012年12月 白井電子商貿（深セン）有限公司出向 本部長 2016年4月 生産本部長 2018年6月 取締役 国内生産担当兼P C B生産本部長 2020年7月 常務取締役 国内P C B事業担当 2023年6月 執行役員 国内P C B事業担当 2024年6月 常務取締役 P C B製造担当 2025年6月 常務取締役 P C B製造・ソリューション担当 （現任） （重要な兼職の状況） 白井電子科技（珠海）有限公司 董事長	50,084株
		〈取締役候補者とした理由〉 プリント配線板の製造活動等に精通しており、日本及び中国の自社工場並びにOEM先を熟知しております。また、日本及び海外においてその深い知見に基づき、品質の高い製造活動を安定的・継続的に遂行できるように、指導的機能を発揮しております。このような観点から当社の企業価値を継続的に向上させるために取締役として適任であると判断しております。	

(注) 1. 取締役候補者の選定方針

当社は、経営理念に基づき、経営理念の実現に貢献できる知識、能力、経験を持ち、また、当社の取締役としてふさわしい人格、高い見識や幅広い視野、倫理観、公正性、誠実性を有している者を取締役候補者として選定し、取締役会で十分審議した上で、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。

本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案通り承認された場合、3名の取締役が就任することになりますが、今後適切な経営の意思決定を行うにあたっては適正な規模及び布陣であると考えております。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
4. 各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社および当社子会社の取締役、取締役（監査等委員）、および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年6月に更新予定であります。各候補者が就任した場合は当該保険の被保険者となります。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス 当社は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

		企業経営 ロ マ ン	変 革 リ ー ダ ー シ ッ プ 実 行 力	事業戦略	グローバル	営 業 マ ー ケ ー テ ィ ン グ	製 品 質 管 理	財務・会計 法 ガ バ ナ ン ス サ ス テ ナ ビ リ ティ
五 藤 学	代表取締役社長	○	○	○				○
石 角 哲 也	専務取締役 営業担当		○	○	○	○		
宮 崎 信	常務取締役 P C B製造担当		○	○	○		○	

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、堅調な企業業績、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調が見られましたが、米国関税政策の影響や、エネルギー・原材料価格の高騰、不安定な海外情勢等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては中期経営計画で掲げるASEAN・インドを中心とした成長市場への積極的なアプローチや、生産体制の効率化や省人化、新規アライアンス等の外部の力を模索するなど、様々な施策に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は29,118百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は2,030百万円（前年同期比21.2%減）、経常利益は1,822百万円（前年同期比29.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,309百万円（前年同期比36.9%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画を推進しております。持続的な成長の実現に向け、「成長市場」および「成長分野」への取り組みを重要課題と位置づけ、グローバル販売戦略、製品・技術戦略、人財戦略を着実に実行してまいります。

今後につきましても、原材料・資材価格の高止まりや供給面での不安定さに加え、顧客需要の変動など、厳しい経営環境が継続するものと想定しております。このような経営環境においてグループ全社員がそれぞれの能力的優位性を活かしながら、相互連携を図り一枚岩になることで市場における競争力を高め、それらを結集することで企業価値の最大化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は696百万円であります。その主なものは、白井電子科技(珠海)有限公司における生産体制増強のための設備投資であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期
売 上 高 (百万円)	32,864	28,833	29,337	29,118
営 業 利 益 (百万円)	2,833	2,307	2,576	2,030
経 常 利 益 (百万円)	2,504	2,161	2,594	1,822
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,063	1,487	2,075	1,309
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	148.76	104.99	137.57	87.47
総 資 産 (百万円)	20,628	19,696	19,454	19,185
純 資 産 (百万円)	5,981	7,930	10,054	11,109

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
白 井 電 子 科 技 (香 港) 有 限 公 司	152百万香港ドル	100.0%	プリント配線板の仕入・販売
白 井 電 子 科 技 (珠 海) 有 限 公 司	366百万香港ドル	100.0% (100.0%)	プリント配線板の製造

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

(7) 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

プリント配線板の設計・製造・販売及びプリント配線板外観検査機並びに各種ソリューションビジネス商品の開発・販売を行っております。

(8) 従業員の状況(2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,211名	15名減

(注) 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー(アルバイト)・契約社員・人材派遣人員が73名おります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
359名	10名減	46.6歳	20.5年

- (注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー・人材派遣人員が33名おります。
2. 上記従業員数にはグループ会社への出向者13名を除いて記載しております。

(9) 主要な借入先の状況(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	526百万円
株式会社滋賀銀行	449百万円
株式会社りそな銀行	408百万円
株式会社みずほ銀行	199百万円
株式会社京都銀行	158百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行他3行からの協調融資によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2025年9月12日にWELL TEK ELECTRONICS CO., LTD.（タイ王国アユタヤ県、以下「WELL TEK 社」）との間で業務提携契約を締結しております。

WELL TEK社はタイ国内の大規模かつ自動化された工場でプリント配線板を製造し、グローバルに販売を行っております。高品質な両面基板、多層基板、HDI 基板の量産が可能であり、強固なサプライチェーンを構築しております。

今回の提携は、両社が有する「製造技術力」と「販売ネットワーク」を相互に活用することで、事業の拡大と顧客へのより一層の価値提供が可能となるものであります。WELL TEK社が製造した高品質なプリント配線板を、当社が長年蓄積してきた信頼をベースとした品質保証を付し、世界各国のお客様の要求に応じた製品を迅速に供給することが可能となります。

(11) 主要な営業所及び工場(2026年3月31日現在)

	名称	所在地
当 社	京都本社・ソリューションセンター	京都府京都市
	滋賀本社	滋賀県野洲市
	三上工場	滋賀県野洲市
	富波工場	滋賀県野洲市
	守山工場	滋賀県守山市
	国内営業本部	滋賀県野洲市
	関東営業所（サテライトオフィス）	埼玉県川越市
	中部営業所	愛知県安城市
	九州営業所	長崎県大村市
	野洲管理センター	滋賀県野洲市
	P板開発サービス事業部	埼玉県川越市
白井電子科技(香港)有限公司	香港九龍	
白井電子科技(珠海)有限公司	中国広東省珠海市	
オーミハイテク株式会社	滋賀県野洲市	

2. 会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,116,000株 (自己株式120,145株を含む)
- (3) 株 主 数 9,739名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
白井商事株式会社	2,026千株	13.51%
株式会社りそな銀行	408千株	2.72%
白井 治夫	378千株	2.52%
シライ電子工業従業員持株会	350千株	2.34%
大和証券株式会社	280千株	1.87%
INTERACTIVE BROKERS LLC	233千株	1.56%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	179千株	1.20%
富国生命保険相互会社	144千株	0.96%
館農 隆幸	136千株	0.91%
株式会社タムラ製作所	121千株	0.81%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(120,145株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	60,712株	4名

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	五 藤 学	白井電子科技(香港)有限公司 董事長 白井電子科技(珠海)有限公司 董事 SHIRAI ELECTRONICS TRADING (INDIA) PVT. LTD. 代表
常 務 取 締 役	宮 崎 信	P C B 製造・ソリューション担当 白井電子科技(珠海)有限公司 董事長
取 締 役	竹 中 一 宏	品質・技術担当
取 締 役	石 角 哲 也	営業担当 白井電子商貿(深セン)有限公司 董事長 白井電子商貿(上海)有限公司 董事長 Shirai Electronics Trading (Thailand) Co., Ltd. 代表
取締役(常勤監査等委員)	佐 野 徹	
取締役(監査等委員)	和 氣 大 輔	和氣公認会計士事務所所長 T O W A 株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社 I A C E トラベル 社外監査役
取締役(監査等委員)	清 水 久 美 子	弁護士法人清水法律事務所代表弁護士
取締役(監査等委員)	内 野 晃 彦	ランテーナ合同会社 代表社員

2. 取締役(監査等委員)和氣大輔氏、清水久美子氏、内野晃彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、和氣大輔氏、清水久美子氏、内野晃彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)和氣大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 監査の実効性を高めるため、佐野徹氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役(監査等委員)4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社及び当社子会社の取締役、取締役(監査等委員)、及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 基本方針

当社グループの経営において、中長期的に企業価値を向上させることを重要な目的としながら、単年度の業績の向上についてもインセンティブを与えるものとする。そのため、各取締役の報酬等の決定は、各取締役の職責を勘案した適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬としては金銭報酬(月例の基本報酬(固定報酬)及び業績連動報酬)と非金銭報酬を、非業務執行取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬としては月例の基本報酬(固定報酬)を、それぞれ支払うこととする。

ロ. 役員の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

a. 基本報酬(固定報酬)

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、同業他社や同規模企業の支給水準や従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、中期経営計画達成のための重要な構成要素であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、以下の算式により算出する。また、原則として定時株主総会終結後1ヶ月以内に支給する。

〔連結営業利益 × 1% × 役位に基づく係数〕

なお、かかる業績指標については、中期経営計画の内容及び当社の各事業年度における事業の状況等を総合的に勘案し、指名報酬委員会に対する諮問及び答申を経て、取締役会の決議により変更することができるものとする。

c. 非金銭報酬

非金銭報酬は、株式報酬として譲渡制限付株式を、原則として定時株主総会終結後1ヶ月以内に役職に応じて付与する。中長期的な企業経営を実践するインセンティブを付与するために、譲渡制限期間は当社の取締役会が定める取締役としての地位を退任又は退職した時点までとする。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関しましては、2021年6月25日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額36百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

2022年6月28日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)を対象とした譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権報酬の限度額は年額100百万円以内、普通株式の年間付与総数250,000株以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名です。

2024年6月20日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬総額を年額480百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)とし、かかる年額の範囲内において、業務執行取締役に対しては固定報酬及び業績連動報酬を、非業務執行取締役に対しては固定報酬のみを、それぞれ支給すると決議されております。なお、業務執行取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 五藤学がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬の金額の決定とする。取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に一任した理由としては、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が作成した原案を指名報酬委員会に諮問して答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならない。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬（譲渡制限付株式）の具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会に対する諮問及び答申を経て、取締役会において決定する。

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行取締役の職務執行を監査・監督する立場を考慮して、個人別報酬額については、監査等委員である取締役の協議によって定める。

④ 取締役別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、金銭報酬については「固定報酬3：業績連動報酬1」程度を目安とし、監査等委員である取締役及び指名報酬委員会の意見も聴取し、当該意見を尊重した上で決定するものとする。また、非金銭報酬の割合については、一定の目安を定めるかどうかを含め、監査等委員である取締役及び指名報酬委員会の意見も聴取し、当該意見を尊重した上で決定するものとする。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	121 (-)	70 (-)	19 (-)	31 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	18 (12)	18 (12)	- (-)	- (-)	5 (3)

(注) 1. 上記、業績連動報酬額は当事業年度の損益計算書に計上している、当事業年度末における合理的な見積り金額を記載しております。

また、業績指標としている連結営業利益の実績は「財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）和氣大輔氏は、和氣公認会計士事務所所長、TOWA株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社IACEトラベルの社外監査役であります。

取締役（監査等委員）清水久美子氏は、弁護士法人清水法律事務所の代表弁護士であります。

取締役（監査等委員）内野晃彦氏は、ランテーナ合同会社の代表社員であります。

当社と、和氣氏、清水氏及び内野氏の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況
取締役 （監査等委員）	和氣 大輔	19回/19回	19回/19回	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	清水 久美子	19回/19回	19回/19回	法律事務所の代表弁護士としての豊富な見識・経験に基づいて、法律的な視点から適宜発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	内野 晃彦	14回/14回	14回/14回	エレクトロニクス分野やマーケット・ファイナンス分野の知識と経験を活かし適宜発言を行っております。

（注）内野晃彦氏の出席状況については、2025年6月24日の就任後に開催された取締役会及び監査等委員会を対象としています。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く）、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し報告を受けた上で、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司及び白井電子科技(珠海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「事業の成長」と「株主還元」を中長期的な視点で考慮し、安定的かつ継続的に株主還元を行うことを基本方針としております。

当社の経営理念に共感をいただき、当社の事業を応援していただくとともに、中長期で当社株式を保有していただける「シライファン」の株主を増やし、当社事業の成長過程と企業価値の向上を株主の皆様と共有していきたいと考えております。そのため、各年度の1株当たり配当金額の決定に際しては、短期的な利益変動でなく、中長期的な企業価値向上と株主の皆様の利益を重視しております。

上記方針のもと、当年度の年間配当金は前年度より5円増配の35円とさせていただきます。

なお、当社は取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の体制の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げています。

イ 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮

ロ 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立

ハ 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築

ニ ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、上記コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努めます。また、監査等委員会や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図ります。

取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る手続きの透明性と客観性を高めることで、コーポレートガバナンスの体制を強化しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のグループリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行う。

多様な人材を委員とするリスク管理委員会を組成し、リスク評価・対応方針の決定、モニタリングを行い、リスクレベルの高いものは取締役会に報告する体制を構築する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に必要な情報の共有や意思決定を行う。また取締役の業務執行の権限と責任を一部執行役員に委譲することで、機動的かつ効率的な業務執行が可能な体制とする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社と当社との情報管理体制を整備する。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制を整備し、定期的に取り締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。
 - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的に取り締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の主管部門が適切な指導を行う。
 - ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査等委員会や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助者を選任し、その補助者は監査等委員会の指示がある場合はその指示に従う。取締役からの独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査等委員会に相談し意見を求める。
- ⑦ 当社の監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人に対する指揮命令は監査等委員が行う。また、必要に応じて当該使用人が取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。

⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報処理に関する規定を基本とした内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り決め遵守する。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

イ 取締役及び使用人は監査等委員会が実施する監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。

ロ 監査等委員会と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。

ロ 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。

ハ 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。

ニ 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の維持・発展のためコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体で定期的に検討しており、法令及び社内ルールの遵守状況の把握、コンプライアンス違反に係る対応及び再発防止策の検討、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。またその内容は必要に応じて取締役会に報告され、取締役会はその審議を通じて各取締役の職務状況が法令及び定款に適合しているかを監督しております。

また内部通報制度の運用により、通常では露見しがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類、経営会議議事録等、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、関係法令及び社内規程に基づき適切に保存、保管しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスクマネジメント規程に基づき期初にリスク評価を行い経営計画に反映させ、リスクコントロールを設定して、月次にて経営会議、取締役会等の重要会議でその実効性をモニタリングしております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危険のリスクについても、経営会議、取締役会、リスク管理委員会等で対応を速やかに審議し、必要な措置を講じております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は月次で経営会議、取締役会を開催し、取締役や執行役員、使用人が効率的かつ効果的に職務執行を行っているか、管理指標のモニタリング及び取締役や執行役員、使用人に対しヒアリングするとともに、問題がある場合はその対応を速やかに審議し、意思決定することで解決を図っております。また、監査等委員会及び内部監査室が取締役の職務執行の状況をモニタリングして取締役会に報告し、問題については是正の勧告を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社との情報管理体制をグループ経営管理規程に定め、当社に報告すべき重要な事項とその報告ルートを明確に定めて情報伝達漏れを防止しております。

当社取締役、執行役員が重要な子会社の役員を兼務しており、当社取締役会で子会社の業務の状況をモニタリングしております。さらに、定期的に経営会議に子会社の責任者を参加させ、業務・職務執行の状況をヒアリングし、問題があれば審議し対応を意思決定しております。また、監査等委員会及び内部監査室が子会社の業務執行状況をモニタリングして当社社長及び当社取締役会に報告し、問題があれば是正の勧告を行っております。

内部通報制度を子会社にも適用し、通報があった場合は子会社の受付窓口から当社社長、監査等委員会まで報告が上がるルートを確認しております。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会が監査等委員会が行う監査に協力できる体制を整備し、取締役会規則で明確にしており、また監査等委員会の監査業務を補助する使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、あらかじめ監査等委員会に相談し意見を求めるルールを、取締役会規則に定めております。当事業年度において当該事象は発生していません。

⑦ 当社の監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人に対する指揮命令は監査等委員が行うこととしており、また必要に応じて当該使用人が取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができる体制としております。当事業年度において当該事象は発生していません。

⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、当社の取締役会に参加して情報収集するほか、国内外の子会社を含むグループ各社の経営会議等の重要な会議に参加している内部監査室室長と月に一度以上面談を図ることで連携し、情報を共有しております。さらに、内部通報制度において、当社社長とともに最終受領者として内部通報を洩れなく受領できる立場を確認しており、コンプライアンス委員会の情報も内部監査室室長から毎月報告を受ける等、幅広く情報のチャンネルを確認しております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査等委員会に相談し、意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生していません。

また、内部通報を行った者に対する保護については内部通報処理に関する規程にて明確に定めており、違反した者には就業規則違反として罰則を定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生していません。

- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役会規則において取締役会が監査等委員会が実施する監査に協力できる体制を確保しております。当事業年度において監査等委員の職務の執行に生ずる費用や債務処理が滞った事象はありません。

- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役会が監査等委員会の監査に協力できる環境を整える責務があることを取締役会規則に定めており、各取締役の協力のもと当事業年度の監査等委員会の監査は予定通り遅滞なく完了しております。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を整備、運用する体制を構築しており、当事業年度において財務報告に係る内部統制は適切に整備・運用されていることを内部監査にて確認しております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は行動規範にて反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを明確にしており、その浸透を図っております。当事業年度において反社会的勢力との関係は認識されておりません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,452	流 動 負 債	6,877
現 金 及 び 預 金	826	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,357
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,590	電 子 記 録 債 務	579
電 子 記 録 債 権	1,539	短 期 借 入 金	1,013
製 品	1,735	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	387
仕 掛 品	848	リ ー ス 債 務	43
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	501	未 払 法 人 税 等	86
そ の 他	411	賞 与 引 当 金	553
固 定 資 産	8,733	そ の 他	856
有 形 固 定 資 産	7,700	固 定 負 債	1,198
建 物 及 び 構 築 物	3,917	長 期 借 入 金	572
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,200	リ ー ス 債 務	21
土 地	1,288	退 職 給 付 に 係 る 負 債	342
リ ー ス 資 産	62	資 産 除 去 債 務	152
建 設 仮 勘 定	58	そ の 他	109
そ の 他	173	負 債 合 計	8,075
無 形 固 定 資 産	172	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	172	株 主 資 本	10,641
投 資 そ の 他 の 資 産	860	資 本 金	366
投 資 有 価 証 券	561	資 本 剰 余 金	3,098
繰 延 税 金 資 産	249	利 益 剰 余 金	7,241
そ の 他	58	自 己 株 式	△65
貸 倒 引 当 金	△8	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	321
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7
		為 替 換 算 調 整 勘 定	239
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	74
		非 支 配 株 主 持 分	147
		純 資 産 合 計	11,109
資 産 合 計	19,185	負 債 純 資 産 合 計	19,185

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,118
売上原価		23,702
売上総利益		5,416
販売費及び一般管理費		3,386
営業利益		2,030
営業外収益		
受取利息	1	
補助金収入	17	
その他	19	39
営業外費用		
支払利息	75	
為替差損	65	
持分法による投資損失	92	
その他	13	247
経常利益		1,822
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	88	
その他	1	89
税金等調整前当期純利益		1,736
法人税、住民税及び事業税	393	
法人税等調整額	20	414
当期純利益		1,322
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		1,309

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	366	3,097	6,384	△14	9,833
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△452		△452
親会社株主に帰属する当期純利益			1,309		1,309
自 己 株 式 の 取 得				△93	△93
自 己 株 式 の 処 分		1		42	43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計		1	857	△51	807
当 期 末 残 高	366	3,098	7,241	△65	10,641

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1	35	57	94	126	10,054
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△452
親会社株主に帰属する当期純利益						1,309
自 己 株 式 の 取 得						△93
自 己 株 式 の 処 分						43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6	203	16	226	20	247
当 期 変 動 額 合 計	6	203	16	226	20	1,054
当 期 末 残 高	7	239	74	321	147	11,109

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

白井電子科技(香港)有限公司

白井電子科技(珠海)有限公司

白井電子商貿(上海)有限公司

白井電子商貿(深セン)有限公司

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.

SHIRAI ELECTRONICS TRADING(INDIA) PVT. LTD.

シライ物流サービス株式会社

オーミハイテク株式会社

当連結会計年度より、新たに設立した SHIRAI ELECTRONICS TRADING(INDIA) PVT. LTD. を連結の範囲に含めております。また、Shirai Electronics Trading Mexico S.A. de C.V.は、清算終了に伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

科恵白井電路有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の数

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、白井電子商貿(上海)有限公司、白井電子商貿(深セン)有限公司及びShirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

(イ) 2007年3月31日以前に取得したもの

当社は旧定額法によっております。なお、連結子会社は定額法によっております。

(ロ) 2007年4月1日以降に取得したもの

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～45年

機械装置及び運搬具 2年～10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

(イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

(イ) 当社及び国内連結子会社

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 在外連結子会社

主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与及び、役員に対して支給する業績連動報酬の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。なお、当社グループの取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(イ) プリント配線板事業

契約で合意された仕様の製品を顧客に提供する履行義務を識別しております。原則として製品を顧客の指定する場所に納入した時点でその支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、製品の納入時点で収益を認識しております。なお収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) 検査機・ソリューション事業

契約で合意された仕様の製品を顧客に提供する履行義務を識別しております。納入された製品について、顧客による検収が行われた時点でその支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

(ハ) ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

③ 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末において、連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産249百万円のうち、当社（単体）では263百万円の繰延税金資産を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）第15項に基づき、同適用指針第16項から第32項の各要件に従い企業分類を行い、当該企業分類に基づき、分類3に該当するとして、将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額の範囲内で将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。

将来の合理的な見積可能期間以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額は、各事業部が過去の実績及び受注残高等に基づき決定した事業計画を基に決定しております。プリント配線板事業の配線板売上高を構成する出荷平米数及び平米単価と、同事業の配線板売上高の変動原価は、事業計画全体における売上総利益の重要な部分を占めているため、主要な仮定としております。

主要な仮定に重要な影響を及ぼす要因が発生した場合、回収可能性の見直しによって、繰延税金資産の金額を修正するため、翌連結会計年度の以降の親会社株主に帰属する当期純損益が変動する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物及び構築物	1,843百万円
土地	1,192百万円
無形固定資産その他	132百万円
計	3,168百万円

(上記に対する債務)

短期借入金	510百万円
1年内返済予定の長期借入金	291百万円
長期借入金	532百万円
計	1,333百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

減価償却累計額	17,924百万円
---------	-----------

3. 財務制限条項

当社は、三上事業所の建屋建設に伴う投資資金を安定的に調達するため、取引銀行4行とタームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち116百万円及び長期借入金のうち409百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期（ただし、2020年3月期の決算期は除く。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期経常損益から営業外収益及び営業外費用に計上される為替差損益を控除した金額が3期連続して損失とならないようにする。ただし、2022年3月期以降は2期連続して損失とならないようにする。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 15,116千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	452百万円	30円	2025年3月31日	2025年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	524百万円	35円	2026年3月31日	2026年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプリント配線板の製造販売事業を行うための設備投資計画や販売計画に照らし、必要な資金（主に長期性の銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を1年以内返済の銀行借入によって調達しております。デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを軽減すべく為替予約取引を利用しておりますが、その他の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務の支払に充当し、為替変動リスクの低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、市場の価格変動リスクに晒されております。また、関係会社に対しては、必要に応じ短期及び長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は運転資金の確保、設備投資に必要な資金調達を目的にしており、償還日は決算日後、最長で5年であります。その一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程をはじめ各規程に従い、営業債権について主に経営管理部とCS部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経営管理部は取引相手先ごとに期日及び債権残高の管理を行うとともに、各営業部が取引先と与信額を超過した取引となっている場合、その解決策を聴取することとしております。

連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社および連結子会社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係や収益性などを勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループ各社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	38	38	—
資産計	38	38	—
長期借入金（1年内返済予定含む）	959	957	△2
負債計	959	957	△2

(注) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	522百万円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

対象となる投資有価証券の連結貸借対照表計上額及び時価に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年内返済予定含む)	-	957	-	957
合計	-	957	-	957

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 731円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 87円47銭 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	プリント 配線板事業	検査機・ソリューション事業	計		
日本	13,342	178	13,520	102	13,623
中国・香港	10,293	109	10,403	—	10,403
その他	4,913	178	5,092	—	5,092
顧客との契約から生じる収益	28,549	466	29,016	102	29,118
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	28,549	466	29,016	102	29,118

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。なお対象となる契約負債の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しいため、残高の記載を省略しております。

その他の注記

該当事項はありません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,735	流動負債	3,217
現金及び預金	371	支払手形	10
受取手形	3	買掛金	921
電子記録債権	1,539	電子記録債務	579
売掛金	1,908	短期借入金	610
製品	876	1年内返済予定の長期借入金	314
仕掛品	368	リース債務	2
原材料及び貯蔵品	241	未払金	167
前渡金	4	未払費用	174
前払費用	20	未払法人税等	67
関係会社短期貸付金	319	前受り金	57
その他	80	預賞与引当金	28
固定資産	5,332	賞与引当金	266
有形固定資産	2,053	その他の	16
建物	564	固定負債	1,042
構築物	32	長期借入金	521
機械及び装置	269	退職給付引当金	359
工具、器具及び備品	81	資産除去債務	159
土地	1,098	長期未払金	1
リース資産	1	負債合計	4,260
建設仮勘定	1		
その他の	3	(純資産の部)	
無形固定資産	25	株主資本	6,800
ソフトウェア	14	資本金	366
その他の	10	資本剰余金	3,032
投資その他の資産	3,253	資本準備金	1,752
投資有価証券	38	その他資本剰余金	1,279
関係会社株	2,930	利益剰余金	3,467
出延税金資産	0	利益準備金	36
繰延税引当金	263	その他利益剰余金	
貸倒引当金	29	別途積立金	410
	△8	繰越利益剰余金	3,020
		自己株式	△65
		評価・換算差額等	7
		その他有価証券評価差額金	7
		純資産合計	6,807
資 産 合 計	11,068	負債純資産合計	11,068

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,781
売上原価		11,942
売上総利益		1,838
販売費及び一般管理費		1,567
営業利益		271
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	799	
経営指の料	31	
その他	27	882
営業外費用		
支払替利差	28	
その他	15	
経常利益	3	47
特別利益		1,106
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	9	9
税引前当期純利益		1,097
法人税、住民税及び事業税	100	
法人税等調整額	0	100
当期純利益		996

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	366	1,752	1,278	3,030
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1	1
当 期 末 残 高	366	1,752	1,279	3,032

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	36	410	2,477	2,923	△14	6,306
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△452	△452		△452
当 期 純 利 益			996	996		996
自 己 株 式 の 取 得					△93	△93
自 己 株 式 の 処 分					42	43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	543	543	△51	493
当 期 末 残 高	36	410	3,020	3,467	△65	6,800

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	1	6,307
当期変動額			
剰余金の配当			△452
当期純利益			996
自己株式の取得			△93
自己株式の処分			43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6	6	6
当期変動額合計	6	6	499
当期末残高	7	7	6,807

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式 …… 総平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 …………… 総平均法

但し、検査機、金型及び設計代については個別法

原 材 料 …………… 主に総平均法

仕 掛 品 …………… 総平均法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …………… ①2007年3月31日以前に取得したもの

(リース資産を除く) 旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 7年～38年

機 械 及 び 装 置 …………… 6年

工具、器具及び備品 …………… 2年～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く) 但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって
 おります。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってお
 ります。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
 おります。

6. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
 額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与及び、役員に対して支給する業績連動報酬の支払に
 充てるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資
 産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰
 属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
 の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存
 勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞ
 れ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれていません。

(イ)プリント配線板事業

契約で合意された仕様の製品を顧客に提供する履行義務を識別しております。原則として製品を顧客の指定する場所に納入した時点でその支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、製品の納入時点で収益を認識しております。なお収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(ロ)検査機・ソリューション事業

契約で合意された仕様の製品を顧客に提供する履行義務を識別しております。納入された製品について、顧客による検収が行われた時点でその支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断していることから、検収時点で収益を認識しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

10. 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末において263百万円の繰延税金資産を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

（担保に供している資産）

建物	558百万円
土地	1,098百万円
計	1,657百万円

（上記に対する債務）

短期借入金	460百万円
1年内返済予定の長期借入金	274百万円
長期借入金	481百万円
計	1,216百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	45百万円
短期金銭債務	423百万円

3. 減価償却累計額

有形固定資産	7,316百万円
--------	----------

4. 保証債務

次のとおり関係会社に対し、債務保証を行っております。

銀行借入に対する保証

白井電子科技(香港)有限公司	879百万円
オーミハイテク株式会社	40百万円

出資に対する保証

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.	11百万円
---	-------

5. 財務制限条項

当社は、三上事業所の新棟建設に伴う投資資金を安定的に調達するため、取引銀行４行とタームローン契約を締結しており、１年内返済予定の長期借入金のうち116百万円及び長期借入金のうち409百万円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期（ただし、2020年３月期の決算期は除く。）の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75％以上に維持する。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される当期経常損益から営業外収益及び営業外費用に計上される為替差損益を控除した金額が３期連続して損失とならないようにする。ただし、2022年３月期以降は２期連続して損失とならないようにする。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 168百万円

仕入高 5,318百万円

営業取引以外の取引高

受取配当金 799百万円

上記以外の営業取引以外の取引高 70百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	27,113	171,600	78,568	120,145

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	55百万円
資産除去債務	46百万円
退職給付引当金否認額	112百万円
未払事業税	7百万円
賞与引当金否認額	83百万円
会員権評価損否認額	5百万円
投資有価証券評価損否認額	0百万円
一括償却資産償却限度超過額	1百万円
減価償却超過額	21百万円
賞与支給に伴う法定福利費	13百万円
譲渡制限付株式報酬	22百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	389百万円
評価性引当額	△122百万円
繰延税金資産合計	266百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△0百万円
その他有価証券評価差額金	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円

繰延税金資産の純額	263百万円
-----------	--------

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	白井電子科技(香港)有限公司	所有 直接 100%	当社製品の生産 委託及び販売 資金の援助 債務保証 役員の兼任	プリント配線板等の購入 (注1)	4,282	買掛金	325
				資金の貸付 (注2)	—	短期貸付金	319
				資金の回収	298		
				貸付利息の受入 (注2)	23	未収入金	1
				債務保証 (注3)	879	—	—
				保証料の受入 (注3)	5	未収入金	1
				経営指導料の受入 (注4)	27	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. プリント配線板の購入価格については、白井電子科技(香港)有限公司から見積りを入手し、市場価格と比較・検討し価格交渉を実施したうえで決定しております。
2. 白井電子科技(香港)有限公司が実行する白井電子科技(珠海)有限公司への出資に関して資金を貸付けております。なお、貸付利息は香港での市場金利を勘案し決定しております。
3. 白井電子科技(香港)有限公司の金融機関等からの銀行借入に対し、債務保証を行っているものであります。なお、保証額は実際借入額とし日数に応じて債務保証額の年率0.2%の保証料を受取っております。
4. 経営指導料につきましては、業務内容を勘案し契約条件により決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 453円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 66円52銭 |

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

その他の注記

該当事項はありません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

シライ電子工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮 脇 亮 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 村 祐 介
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シライ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

シライ電子工業株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮脇 亮一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西村 祐介
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

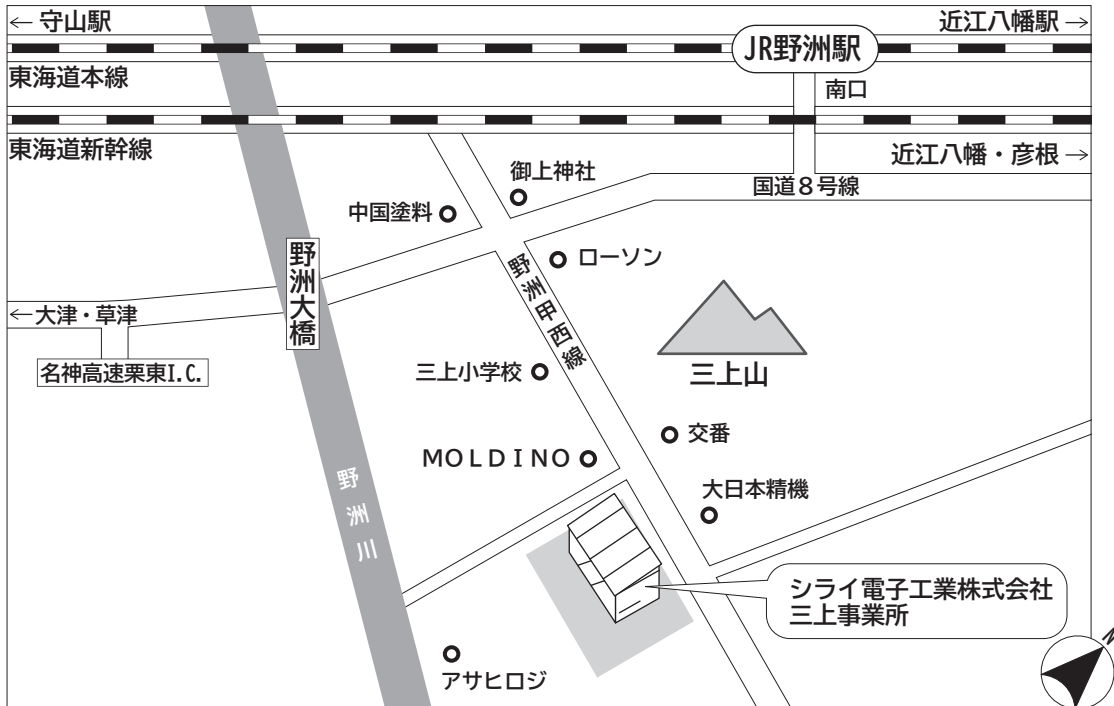
2026年5月19日

シライ電子工業株式会社 監査等委員会
常 勤 監 査 等 委 員 佐 野 徹 ㊞
社 外 監 査 等 委 員 和 氣 大 輔 ㊞
社 外 監 査 等 委 員 清 水 久 美 子 ㊞
社 外 監 査 等 委 員 内 野 晃 彦 ㊞

以 上

<株主総会会場ご案内図>

会 場 滋賀県野洲市南櫻 1477-8
シライ電子工業 三上事業所 2階会議室
※本総会より会場を変更しております。



《交 通》

J R 琵琶湖線 野洲駅南口より車で約15分
名神高速 栗東I.C.より車で約15分

- ・当日は野洲駅とシライ電子工業株式会社三上事業所を往復する送迎バスをご用意しておりますので、ご利用下さい。
- ・シライ電子工業 三上事業所構内に十分な駐車スペースがございませんので、お車でのご来場は極力ご遠慮いただくようご協力をお願いいたします。

《送迎バス運行時間》

往路 午前9:15 / 9:30
復路 定時株主総会の終了時刻に応じて運行